# 第26回 旧町時代における 未処理金調査特別委員会

令和2年9月24日

葛 城 市 議 会

## 第26回旧町時代における未処理金調査特別委員会

 開会及び閉会 令和2年9月24日(木) 午後3時25分 開会 午後6時33分 閉会

2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

委員長 3. 出席した委員 藤井本 浩 副委員長 西井 覚 委 員 杉 本 訓 規 IJ 吉 村 始 谷 原 一 安 IJ 内 野 悦 子 IJ IJ 川村優子

IJ

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 下 村 正 樹 議 員 増 田 順 弘

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長岩 永 睦 治書 記和 田 善 弘" 高 松 和 弘" 福 原 有 美

西 川 弥三郎

## 6. 調 査 案 件

- (1) 旧町時代における未処理金調査特別委員会最終結果報告について
- (2) 虚偽の陳述に対する告発について

## 開 会 午後3時25分

**藤井本委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代にお ける未処理金調査特別委員会を開催いたします。

本日の旧町時代における未処理金調査特別委員会、百条委員会は第26回目でございます。 長らくご審議をいただきました。7月10日の証人尋問をもって、その後、最終報告に向け て皆様方にご尽力をいただいたところでございます。9月の定例会に最終報告をしようとい うことで、市民のために早く答えを出そうという皆さんの思いでここまでやってまいりまし たことに、深く感謝申し上げたいと思います。9月定例会も明日が最終日で、明日にこの報 告をするということを前提にここまで進めておりました。最後の委員会になろうかと思いま すけども、慎重審議をお願いして、明日に向かわせていただきますよう、よろしくお願い申 し上げます。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押 してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット等端末の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議内での使用は認めておりません。携帯 電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう出入口と窓を開放しておりますので、ご了承願います。

委員外議員の出席をご紹介いたします。増田議員です。

それでは、調査案件に入ります。

調査案件(1)旧町時代における未処理金調査特別委員会最終結果報告についてを議題と いたします。

このことについては、これまでに証人または参考人を呼んでの証人尋問、あるいは質疑、また執行機関や金融機関への資料請求など様々な調査を行い、当委員会に付託されました調査項目について調べてまいりました。委員会につきましては、平成30年3月20日の第1回から合計26回開催し、協議会につきましても合計43回開催し、当委員会の調査結果に基づく判断について協議を重ねてまいりました。そして、2年7か月もわたる長い歳月を経て、ようやく報告書が完成をいたしました。

それでは、ただいまより報告書を事務局に朗読させますが、報告書全てを朗読しますとかなりの時間を要するため、報告書のまとめ部分について朗読をさせることにし、調査で得た証言内容等については省略いたしますので、ご了承願います。

事務局、報告書朗読をお願いいたします。

事務局。

和田書記 議会事務局の和田でございます。それでは朗読させていただきます。

当委員会は、旧町、新庄町時代の財産として計上されていない預貯金(以下未処理金という)についての調査を行った。

### 1、旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項。

未処理金が形成された経緯については、証言による関係資料、記録等の調査を行ったが、 保存年数などに限界があり、確認できなかった。議長交際費、建設寄附金などが原資となっ たという表現についても、可能性は否定できないが、真偽を確認する資料が残っていないた め特定できない。しかし、未処理金は、元旧新庄町長で元葛城市長である吉川義彦氏、元旧 新庄町助役で元葛城市副市長である岡本吉司氏、元旧新庄町収入役の生野名興氏等、新庄町 及び葛城市の要職に就いていた者が管理に関わっていたこと、また、吉川義彦氏が平成30 年1月30日付、阿古市長宛てに提出した申入書では、未処理金のことを、旧新庄町におい て相当以前から、本来、地方公共団体によって指定された金融機関で管理すべきと思われる 金員の一部について、歴代の収入役等が金融機関に個人名義の口座に預入し、管理されてい たことが記載されており、これらのことから、未処理金が新庄町と密接な関係にあったこと がうかがえる。しかし、吉川義彦氏と岡本吉司氏は、在職中に未処理金の存在を知らなかっ たと証言されている。生野名興氏においては、平成13年頃に、未処理金の存在を当時職員 であった清村氏と河合氏に対して伝えたという事実があった。具体的に未処理金の原資が何 であるかを確定することはできなかったが、当委員会は以上のような外形的な事実関係から、 未処理金は新庄町に帰属すべき金銭であって、現在では葛城市に帰属する金銭、すなわち公 金であると認定する。

#### 2、旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項。

吉川義彦氏が、平成30年1月30日付、阿古市長宛てに提出した申入書では、未処理金について、旧新庄町において相当以前から歴代の収入役等が金融機関に預入し、管理されていたこと。また、非公式で引継ぎがなされていたことが記載されている。しかし、これらのことを確認できる前任者らはいずれも故人となられており、確認することが極めて困難であることも併せて記載されている。よって、過去の保管状況を確認しようとしたが、南都銀行に口座情報が保管されている、生野名興氏が管理していた以降の状況について、入出金状況は把握できるが、各入出金の詳細な情報については履歴が保管されていないため、確認することができなかった。これらの入出金の内容について生野名興氏に確認しようとしたが、証言を得られるような体調ではなく、調査することができなかった。

生野名興氏が収入役を退任し、新庄町と當麻町が合併し葛城市が誕生した平成16年10月 1日以降、同年12月20日に吉田新之助氏が葛城市収入役に就任後、平成20年12月10日まで の間は出金履歴はなく、入金についても利息のみ記録されている。河合氏の報告書によると、 遅くとも平成16年10月頃には会計課の金庫内に未処理金の通帳と、メモ書きが入った黒色 のポーチが保管されていたとされている。後任の職員2人もポーチの存在を確認している。 河合氏証言によると、その黒いポーチは、平成20年11月頃、まだ出納室にあり、副市長を 退任した岡本吉司氏が預かってくれたと証言している。平成20年12月11日に南都銀行口座 を解約、約1億8,000万円の小切手が発行され、岡本吉司氏により、奈良県農協忍海支店口 座(新村区長名義)に預け替えされ、以降、同氏が実質的に管理することとなる。そこで、 その手続に関して、葛城市収入役印の押印により通帳が解約され、南都銀行の小切手が発行 されたことについて、当委員会は収入役印管理状況に関する証人尋問を行った。当時の告田 収入役は、このことへの関与を否定している。

当時の状況について関係者に証人尋問すると、会計課の執務時間は、金庫室は施錠されないことがあり、収入役の承諾なしに収入役印を使用しようとすれば可能な状態であったという証言が得られた。その後、岡本氏の証言によるア〜カの出金が判明した。ア、平成20年12月16日、25万円。イ、平成22年12月29日、1万3,000円。ウ、平成27年3月6日、208万7,500円。エ、平成27年3月6日、93万7,500円。オ、平成27年4月2日、150万円。カ、平成29年7月25日、27万円。

岡本吉司氏が行った主な出金については、本人が公の事業に対する支払いという認識の下、行った行為であると証言しているが、公の事業とは認められず、個人的な判断の下、行った行為である。また、奈良県農協忍海支店口座からの出金を、新村区長や役員が認めて出金したという証言、職員から事業の処理を依頼されたという証言については、一方で相反する証言が得られているが、岡本吉司氏は、1人でやったことではないと証言している。岡本吉司氏がこのような金銭を新村区長名義口座から出金することを公に認めさせるような行為は問題である。また、本来無償譲渡であるはずの農道整備に関する土地の提供に関して、公印使用簿にも押印記録のない市長印が押印された売買契約書が存在し、さらに、未処理金からこの契約代金が支払われたことについては、従来の原則寄附という手法から逸脱した、公平性を欠く行為として問題視せねばならない。

さらに、偽証があったと本委員会が認定した弁之庄の案件については、岡本吉司氏がかつての職歴による信用度により、業者に対して約10年前の日付の領収書発行を依頼しただけでなく、業者はいまだ支払いを受けていないと証言していることから、払い出したお金が何に使われたのか確定することができなかったことは、大きな問題として捉える必要があると判断したものである。

脇田道路整備に関わる問題については、岡本吉司氏から依頼を受けた吉村優子氏が、地権者との交渉に10回程度同席している。また、吉村優子氏は、事業に協力いただいた地権者の民地間の舗装復旧費用について、地権者の負担にならないようにできないのかということを岡本吉司氏に話されたとの証言があり、吉村優子氏自身も、市が出すべき費用だという認識を持っていたと証言している。その後、舗装は復旧され、未処理金からその費用が支払われたが、吉村優子氏はそのことは知らなかったと証言した。葛城市の議会議員の立場でありながら、民民のことに公費を使うべきであるという認識であったこと、また、問題のあったこの件について、どのように処理されたかを確認しなかったことについては、議員としての職責を果たしていない。その後、未処理金の存在が発覚し、新聞紙上でも取り上げられ、平成30年1月、再度4人で相談した結果、かねてより話をしていたように、未処理金を葛城市に戻すことを阿古市長に提案し、吉川義彦氏が申入書を添え、未処理金を葛城市に返還された。阿古市長は、返還された未処理金を資金保全という理由で歳計外現金として一時預かりした。

3、旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項。

未処理金の受入れは、葛城市に帰属する金銭であるので、葛城市の歳入として受け入れることが適正な処理と思われる。未処理金は本来葛城市に帰属する金銭であるから、そこから逸脱した金銭についても回収すべきではあるが、別表において行方不明と記載した出金については、出金した記録等を確認できる資料は存在せず、残念ながら、現実には回収を図ることはできない。しかし、管理実態に関する事項で述べた6件の出金された金銭については、少なくとも岡本吉司氏が行ったものであるので、葛城市は同人に対して出金された金銭の返還を請求すべきである。

岡本吉司氏については、新庄町の助役、葛城市の副市長を歴任し、現在葛城市の議会議員 という立場でありながら、今回の問題で真相の究明に至らなかった事実以外にも道義的責任 を追及されるべき行為が行われていたことに対して、自身の立場を認識した行動をなぜ取れ なかったのか、疑問が残るところである。

終わりに、2年7か月にわたり調査を行う結果となったが、この間この事案に関わることとなった多くの関係者に証言をいただき、ご協力いただいたことに感謝と敬意を表したい。また、今回の問題の調査を行うきっかけとなった、非公式に存在した金銭についての生野名興氏による告発があったことは評価しなければならないが、今回のような問題が二度と起こらないよう、本当に正しく機能する内部通報制度の確立に向けて取り組むべきであることを提言する。

なお、百条委員会としての調査の限界もあったことを申し添え、今回の調査報告のまとめ としたい。

以上でございます。

**藤井本委員長** ただいま朗読を事務局に願いましたが、このことについて何かご意見はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** やっと長年の百条調査委員会、報告書の取りまとめということで、本委員会で審議することになりました。本当に長い期間、様々な方々にご協力いただいて、ここまで来れたと思います。感謝申し上げたいと思います。

現在、事務局の方で読み上げていただきました、第3章まとめというのは、未処理金調査委員会によるこの報告書の第3章にまとめとしてつけられるものです。我々はずっと協議会で議論してきましたけれども、初めての方は、旧町時代における未処理金調査特別委員会調査報告書については、もう時間がないから読み上げないということなので、最後のまとめのところだけ今回読んでいただいたわけですけれども、その体裁の中で、第1章委員会調査の経緯、第2章委員会調査の概要、それが1から21まであって、第3章まとめ、資料編1から4というふうな体裁になっております。ここで質問というか、意見も兼ねてとなりますけれども、当初は、このまとめをつけるかどうかについて、協議会でいろいろ議論がございました。と申しますのは、これまでの証言がいろんなところで食い違っている。どの証言を取って、どの証言が間違いかという判定をする。それによって、かなりストーリーというか、調査でやってきたことを全体をまとめる上でも、やっぱり意見の異論が出てくると。だから、

そういうことは難しいのではないかということで、こういうまとめをつけずに、証人の証言 内容、あるいは調査したことの事実、その範囲での認定ということで構成して、それでいい んじゃないかということで来たわけですけれども、やはりそれでは市民の方に分かりにくい。 それから、どういうことがあったとか、どういうところに責任があるのかということも含め て、百条委員会の姿勢を示すべきだということで、こういうまとめを作ろうということにな ったと思います。

そこで私も、ある議員がまとめ案のたたき台を出されたので、私もまとめ案のたたき台を出しました。そのときに、どういう形でこれを取り扱うかということですけれども、助言に来ていただいております馬場弁護士の方から、東京都の豊洲跡地の問題の百条委員会で、会派ごとに意見が違う場合は会派ごとにまとめの部分、要は、事実認定と意見というところは、併記で載せるという方法もありますよということをおっしゃったと思います。私は、それはいい考えだなと思ったんです。と申しますのは、私は、このまとめについては異論を持っております。私自身が出したものもありますし、それと比べても考えの違いがありますので、できたらそういう形で、まとめについては、それぞれ委員の方々、非常に長いこと調査に携われて、それぞれお考えがあり、激しい議論もあったところもありますので、私は、必要があれば、異論があるものも含めて併記で、つまり、幾つかのまとめの案を並べて、市民の方に判断いただくというのも1つの方法じゃないかなと思うんです。事実については、既に報告書に膨大な量が書かれてるわけですけども、それをどう認識し、どういう意見を出すかというところは、それぞれの考え方の違いが出るとこですので、できたらそこは、報告書の中で、まとめのところは併記していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- **藤井本委員長** 今、谷原委員からご提案がございました。まとめというのは、市民に、この最終の調査報告書が非常に文章的に多いわけで、それを市民の方に分かっていただこうというところでまとめを作ったと。協議会の中で何度も協議をしながら作ったわけですけども、このまとめに対して、これに賛同する者もいるし、いや、違う人もいると。だから、賛同する人の名前だけを記載してまとめにしたらどうかということですか。
- **谷原委員** 私もまとめ案を出しましたから、だから、それぞれのまとめ、各調査した委員、この百条 委員会の委員のそれなりのまとめを掲載するという方法があるのではないかということを申 し上げております。

#### 藤井本委員長 西川委員。

西川委員 今、谷原委員おっしゃいました、このまとめをつけずにとか、こういうまとめはいろんな 考えがあるからつけずにとか、私自身はそういうふうな議論をした覚えはありません。そう いう意見はあったのは分かってますよ。そやけれども、この報告書そのものについては、は っきりと弁護士の考え方を参考にしながら、この報告書はできたけれども、その報告書その ものについては、証言はあるけれども、どのために、どういうふうにしてこの証言を入れて きてるのかということが分からんといかんので、当初のこの第3章のまとめに入れるという のは、最後にまとめとして入れるというのは、僕は仕方ないなと。本来は、この報告書を読む前に、この全体の流れをきちっと先に、第3章じゃなしに、先に持ってきて、それを基に

中の報告書を見ていただいた方が市民の方は分かりやすいんと違うかと。僕はそう思うててんけれども、そやけれども、いやいや、こういう報告書を読んだ後、このまとめを最後に入れると。僕は渋々それでもええかと思うてはおるんですけども、今、また委員それぞれの考えで、いや、この考えはこうや、あの考えはこうや、その委員の考えをまた載せたらええのと違うかというふうなことになってくると、委員会としての形、それぞれの協議会でいろんな意見を言うのは、協議会ではそうかもわからんけれども、委員会としての1つの報告書、まとめ方のこの報告書そのものが、委員それぞれの意見がここへ出てくるなんていうのは、体裁としてはおかしなことになるんで、委員会の1つの意思、考え方として、これに賛成できへんという委員の方もおるかもわからんけれども、賛成できへんという人の意見をここへ入れていったのでは、それは、また本会議もあるから、その意見は意見として、今、委員会やってるんやから、残っていくわけやから、意見言わはったら。しかし、出していくこの委員会の調査報告としては、そういうふうなものを、一人一人の考え方をまたまとめの中へ、こういう考えがあんねんというのは僕は賛成できません。このまとめ方で結構でございます。

藤井本委員長 谷原委員おっしゃってるとこは、今、西川委員からもございましたように、この報告書だけを最終報告として出すと非常に分かりにくい、分厚くなって。だから、分かりやすくしようということで、谷原委員からも、文面と言うていいのか、これをいただいてるわけですよね。谷原委員が記載されたまとめというのか、はじめにというところに入れたのかは、両方に入っていると思うんですけど、これは谷原委員のまとめじゃなくて、委員会としてふさわしいであろうということで、谷原委員が書かれたものを記載させてもらってるわけです。もちろんほかの方も提出されて、その方のまとめじゃなくて、これは委員会としてのまとめということで進めさせてもらって今日まで来ておりますので、当委員会の最終的なまとめは、先ほど何回もやってきた、長年にわたってやってきたこのまとめというのは、委員会としてのまとめということでお願いしたいと思います。

谷原委員。

谷原委員 私は、調査報告書ですから、やはり委員会が全会一致できちっと提案できる中身になるものとしてやっていくべきだと思って、様々なところでも意見も述べ、それは自分の意見だけを押し通すだけではなく、そこは協力しながらやってきた思いがあります。そのため、最後まとめをつけるかどうかということについては、意見が割れるから難しいよということだったので、だけど私は出しました。でも、そこの意見の部分は省いて、はじめにというところで、それをさらに簡明にした形で委員長にまとめていただいたわけですけど、ここには事実経過、恐らく異論のない事実経過として全体像を先に出していただいたと。ところが、このまとめのところは、明らかに評価なり判断が入っているわけです。それについてはやっぱり意見が割れるところがあるので、弁護士の助言では、これはもうなしにしましょうということで最初ずっと来てたと思うんです。

西川委員 そんなことない。

**谷原委員** いや、そうですよ。それが、ところが、そういうことでやっぱり分かりにくいからという ことで、例えば西川委員がおっしゃったように、この証言は何でその証言を求めているのか という全体のストーリー、流れがないと分かりにくいということでつけることになったんですが、意見がかなり入っているわけです。それについては、今申し上げてはいませんけれども、じゃあ、これで議決して、これでやっていこうというのであれば、このまとめについて質疑はさせていただきますけれども、質疑入る前に、もし、このまとめで議決するというよりは、異論があるんだったらそれも載せるということであれば、私は、これも含めて、全会一致で調査書はまとまると思ってますので、そういう取り計らいをお願いしたいということであります。

藤井本委員長 目指すところは、そういう皆さんの意見を基に、この委員会としてのまとめということで、協議会をもう何度も何度もしてきたところです。これについて証言等食い違いがないかとか、証言された言葉の内容の確認とかもずっとしてきて、これでまとめ、今日朝からも協議会をさせていただいて、内容は合ってるけども使った言葉が違うとか、そんな部分についてもきちっとやってきてるわけです。そういう確認もさせてもらってできたまとめです。このまとめの中に、この証言とは違う内容が入ってるやないかとか、何かがあれば、そういったところでは、お話あったら、またそれは訂正したはずですけども、そういうものを訂正しながら、今回まとめというものができておりますので、これは委員会としてのまとめということで進めさせてもらいます。

全会一致がええと、私も進めさせてもらう委員長として、全会一致が、こんだけ話をして きてんから、いいです。しかし、方向性と言うてええのか、市民に知らせる仕方、やり方が 異なるというご意見もあるのであれば、それはそれで、全会一致が不可能なケースというこ とも想定しなければならないのかなと思っております。目指すところは全会一致でお願いし たいと思っております。

川村委員。

川村委員 私は、2年7か月、証言、そしてこれに関わるいろいろな関係書類、そして、そういったものの調査を、この66ページの中の、この目次に出てます、委員会の調査の概要というところに、それぞれ調査した過程を記載していただいて、順序を踏んでずっとこれまで来たわけなんですけれども、やはり今、谷原委員がおっしゃるように、皆それぞれの問題点というものは、指摘はそれぞれあると思うんです。ただ、このまとめは、今、それぞれの概要を見ていただいたように、証言、それから書面、それから、それぞれの当委員会の判断というふうに順番に、これ、また後で市民の皆さんが見ていただくとなると、そんな順番になってます。当委員会の判定というところをずっと見ていただきますと、最後のこのまとめというのは、ほとんどその部分からの引用があります。その判断の引用があり、そこに何の問題点があったかという指摘はありますけれども、問題の指摘の部分に問題があるということを表現する、その表現の仕方が個々であるということが違うとおっしゃるんですけれども、やはりこれは共通した問題点の指摘だと。どれだけその違いがあるかというと、この委員会では、ほぼ一致した問題指摘ではなかったのかなというふうに思います。これは、このまとめは、特別に作られたものではなくて、これまでの調査報告書の中のたくさんの調査の中で抜粋した部分がきっちりと入っているということを、やっぱり市民の皆さんが勘違いされないよう

に、今の答弁でしたら、これだけが、個々の議員の偏った問題指摘がつづられてるというふうな言い方ですけれども、私はそうではないと思います。必ずこの委員会の調査報告書をベースに書かれた、引用している部分がほとんどであるというふうに思いますので、やっぱり市民の皆様が、この50何ページ、それぞれの調査の中の報告を見ると、何がどういった流れなのか分からないために最後のまとめが書かれているということですので、これは何も特別に偏った意見の中で書かれたものではないというふうに私は思っております。

以上です。

#### 藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** 私の提案が受け入れられていただけないようなので、これは議決するということになろうかと思いますので、少しまとめについて質疑というか、疑問点をお伺いしたいと思います。

1つは、このまとめ全体が、岡本議員、それから吉村優子議員に対する厳しい指摘等が結 構記載されております。しかし、私は、確かに岡本議員については、自分がこの未処理金を 通帳に持って、6回にわたって支出してることを認めてますから、これは絶対あってはなら んことだと思いますし、それは非難されてしかるべきだと思っておりますが、問題は、この 未処理金が、長年にわたって収入役名義の通帳として旧新庄町の会計課の中にあった。それ が葛城市に引き継がれて、なおかつ、名義が葛城市収入役の名義に変えられて、1億8,000 万円余りの金が表に出ないまま会計課の金庫にあり、いつの間にかそれが新村区の区長名義 の農協口座に移されている。私は、百条委員会というのは、行政事務について調べるのが百 条委員会です。議員を調査するのは百条委員会の目的ではありません。権限はありません。 あくまで地方自治法によると、行政事務についての調査となっております。したがいまして、 議員のことは書いてある。しかし、本来は、これは、様々な行政活動の中の一端の中で、そ ういう問題も出てきているわけですが、一番肝心の、今の葛城市の行政、さきの行政でこれ がどう管理されてきたか。その問題について、このまとめは全く切り込めてない。むしろ議 員の方に専ら、わずか4ページですけれども、ページ数においても4ページしかない中で、 そこに重点的にそれを非難することが書かれてあるというのは、私はそこは違うと思ってる んです。その人たちも悪いところはあったかもわからないが、本当はもっと行政事務上大き な問題点があるし、そこに焦点が当たってないということで、長く調査した過程の中で、こ のまとめでは、私は不十分だと思っております。したがいまして、このまとめに対しては修 正案を提案したいと思っています。委員会で修正案を出します。委員会では1人でも出せる ということでありますので、修正案を出します。委員会に対する修正案を出します。

**西川委員** 修正案出さはんのやったら、出さはったらええ。俺らのとこに回ってくんの、それ、何か。 藤井本委員長 いや、まだ私も見てませんので。

西川委員 今の意見やけれども、岡本議員や吉村優子議員に対して、意図としてそういうことをやってるのかみたいな、聞きようによったら。そういうふうなんじゃなしに、ここにも前の吉川市長のことも書いてあるし、事実、出金されたお金の経緯、ここにアから、印鑑のことは別ですけれども、アからカまでか、このお金がどういう経緯で、どういう形で出金されたかと

いうことを淡々と説明してる中で、切り込んでんのは、やっぱり私たちはそういうふうな議会議員という厳しい立場に立たされてるから、そこらは認識してもらわなあきませんよということは一言言うてあるのは、百条の委員会は議会議員で構成されてんねんから、それは別に、議会議員としての矜持をきちっと持ってやらなあかんの違うかということが書いてあるだけで、何でこの27万円が出されていった経緯を書いてある、弁之庄のことでも、25万円でも、どういう経過かということが書いてあるだけで、別に何か意図してるような捉え方をしたはって、この人らの名前出やんかったら私賛成するわというようなことになるのかどうか、俺よう分かりませんけれども、僕は淡々と事実を書いてあるだけやと思ってます。

**藤井本委員長** 百条委員会、谷原委員がおっしゃるように、行政事務に関してしかできない。これは 当たり前の話で、当然であります。そのためにこの2年7か月間、一生懸命証人の方にも来 ていただいて、やってきたわけでございます。これは行政事務に関して、行政の中の事務の 内容について審議をしてきてるつもりですけども、してきたわけですが、そういう意見もご ざいました。

ただいま谷原委員から、この報告書、まとめの部分になろうかと思いますけども、修正案を提出したいという旨のお話がございました。委員会におけるこの修正案、修正動議については、委員1人で提出が成立するということになっておりますので、委員の方はご承知おき願いたいと思います。

それでは、修正案、私も見てませんので、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時04分

再 開 午後4時22分

藤井本委員長 休憩を解き、戻ります。

今は、報告書案、朗読を先ほど事務局からいただいたわけでございますけども、そのこと についてのご意見を今求めているところでございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

吉村始委員。

**吉村始委員** どうもお疲れさまでございます。第3章まとめにつきまして、先ほど川村委員の方から 説明がありましたとおり、いろいろ本文の方から抜粋をしてきて、まとめてくださってまし て、それを皆さんで意見を述べて、この形になったわけなんですが、いろいろ言い出すと幾 つかあるんですが、2つに絞って、私、協議会でも、それから委員会でも、ここは直してほ しいということを私の意見として言ってまいりましたので、それを申します。

まず、67ページの第3章の中に、1の最後の方なんですが、現在では葛城市に帰属する金銭、この未処理金のことを認定してるんですが、帰属する金銭、あるいは帰属すべき金銭ということについて、これについては疑う意見は全くないわけです。私もそのように思うわけですが、それがすなわち公金であると認定をしております。私の意見とすれば、公金という言葉は、これは法的用語でもないですし、非常に揺れのある言葉であり、この委員会の中でも意見が分かれてるんです。なので、もし公金という言葉を使うのであれば、きちんと理由を付した上で定義をして使うべきだというのが、これが私の意見です。これが1つ。これ

は修正すべきだと考えます。

それからもう一つ、69ページなんですが、5段目に、脇田の道路整備に関わって、岡本吉司氏から依頼を受けた吉村優子氏云々というのがありまして、この中で、吉村優子氏の議員活動について意見を述べているところがあります。つまり、この委員会として判断をしているところがあります。百条委員会というのは、先ほど谷原委員もおっしゃいましたけれども、これは行政に対してきちんとその事務について調査をする委員会ですから、行政に対することについての意見を述べるのは私はオーケーだと思うんです。ただ、例えばほかの収入役のことに関して、このまとめでは意見等が一切、例えば行政の当時の人たちに対することが、判断というか、評価というのがない中で、議員活動についてだけぽんと突出してあるというのは、私はバランスに欠けるというふうに思いますので、「脇田道路整備に関わる問題については」から2段、この分については、私は削除をすべきであると思いますので、これは私の意見として申し上げます。

以上です。

#### 藤井本委員長 何段ですか。

**吉村始委員** 段落でいうと5段落目です。69ページの5段落目。「脇田道路整備に関わる問題については」から6段落目です。この部分については、このまますこっと抜いたところで、我々が未処理金が葛城市に帰属するということを判断する上で何ら関係のない部分ですので、これに何ら影響を与えないというところですので、ここは私は割愛すべき、削除すべきだと思います。

## 藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 私も2年7か月、委員やらせていただきまして、偏った目ではなく、平等な目で見てまして、このまとめに関して、先ほど西川委員おっしゃったみたいに、最初に入れるべきやと僕は思ってるぐらいなんですけど、そこは譲歩いたしまして、このまとめに関しては、僕はこれでいいと思います。というのも、この百条委員会は、最初この未処理金を調べる上で、僕らが問題を探しに行ったんじゃなくて、勝手に問題が上がってきたんですよね。調べれば調べるほど。それについて、悪いものは悪い、あかんもんはあかん、おかしいもんはおかしいって調べ続けた結果こういう調査になったわけなので、そこに関して載せないわけにはいかないと思いますし、その中心人物になった方が出てくる回数が多いのは仕方がないと思います。ほんで、この流れとしては、先ほど吉村始委員もおっしゃったんですけども、吉村優子議員の話も流れとしては必要な部分です、ここは。という目で見たら、何の問題もない。何やったらこれを一番最初に入れてくれというのが僕の思いです。

以上です。

#### 藤井本委員長 ほかに。

西井副委員長。

西井副委員長 この話出てきたの、たしか職員の立会い記録で書類残ってた。そこから出てきた話や と。これ、先ほど杉本委員もおっしゃってるように、いろいろ調べてて、資料とかいろいろ 請求した中で出てきた話やから、絶対その話を調べてるのに、いろいろ調べる限度まで一生 懸命やってるのに、何で省かんなんの。現実に言えば、これ省くということになったら、都合のええか悪いかは知りませんけど、せっかく調査してたことを、してませんでしたいう意味になると。我々みんな寄って、いろんな難しい話が、ややこしい話も含めて、明らかになってきたことについて、やはりそれだけの調書としては入れるべきやつやと私は思っております。

以上です。

#### 藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

る原委員 まとめのところは、私、修正案出してますから、そこをとやかく言うことではないんですけれども、ただ1点、吉村委員に関連してあるところで、葛城市に帰属すべきお金、すなわち公金であるというところは、午前中の協議会でも前回の協議会でも大きく意見が分かれたところであります。これ、ずっと分かれてるんです。だから、こういうことについては、本編というか、第2章まではないんです、その規定も、認定について。一貫して、そこは委員会の中で葛城市に帰属すべきお金ということで来ているわけで、この公金がぽんと出たのはつい最近です。本当に最近に、文言として、記載として、文書の中に報告書で出たのが、最近ですよ、これ。だから、これについては、ずっと一貫して合意の中でやってきたことで、公金ということが定義は曖昧になるし、幅も広いし、様々な問題も生じることを私は何度も指摘しました。だから、それについて、こういうところが、このまとめの中の、私が先ほど言った、異論とするところなんです。

それはさておいて、本編の方で幾つか午前中から議論してきて、あれっと思って、改まってないのかなと思うことがありますので、それについては、この委員会の中で意見を述べさせていただきます。

1つは、55ページになりますかね。これは未処理金の受け入れまでの経過ということで、阿古市長が、吉川元市長の、その申入れを受けて、葛城市が歳計外現金会計に未処理金を受け入れるという、そこの調査の中で、阿古和彦氏が証言したという要旨としての中で、(2)です。阿古市長の証言要旨の(2)のところで、一番下の段落になりますが、私は、新庄町最後の町長であった吉川氏が、未処理金は葛城市の所有に属する可能性が高い金銭であると主張していることを重く受け止め云々です。私は午前中の協議会の中で、阿古和彦氏の証言を、ちゃんと記録として残ってるわけですから、私もそれ見たんですけれども、この中に阿古市長がこういう形で言及されてる言葉が見当たらなかったので、これについては、葛城市に帰属すべき金銭というふうな形でずっと書かれて、証言されてたところがあるので、私としては、所有に属するというのは、これは具合が悪いと。阿古市長も言葉を選んでそういう表現をされてると思いますので、ここは改めてほしいということで午前中申し上げたんですけれども、見ますと、それが改まってないので、これについてどういうことなのかということについてお願いしたいと思います。それが1つです。1個1個いきましょうか。

藤井本委員長 これは、阿古市長の発言はどうでしたか。

和田書記 議会事務局の和田でございます。

先ほど午前中の谷原委員からのお話の部分は、それ以降の当委員会の認定の部分での質疑でありましたので、その部分は、修正といいますか、確認いたしましたところ、葛城市に帰属するというふうなことで、所有するという、そういう発言はございませんでしたので、その部分は変えさせていただいております。ページ数で言いますと59ページ、第14未処理金の帰属の上にあります、当委員会の認定の4行目です。顧問弁護士の見解を踏まえて職員らと協議し、未処理金を、葛城市に帰属する金銭である可能性が否定できない。この部分が、先ほどおっしゃってる箇所に変わってましたので、その部分しか修正……。

**藤井本委員長** 朝から指摘していただいたのは、59ページで指摘していただいてるんですよ。それ に関連するものとして、前に55ページにも同じような文言が出てたわけですね。

和田書記 その辺が気づきませんでして、申し訳ないです。

藤井本委員長 ここは訂正してもらいます。本人の証言ですから、そこは正確に載せたいと思います。 ここは訂正をお願いいたします。2か所ありますね。55ページで、阿古市長の発言の中で、 葛城市の所有に属するというところの所有、帰属すると言うたはるねんね。発言どおりに、 主張ですので、ここは戻します。訂正いたします。

ほかに。

谷原委員。

る原委員 これも午前中申し上げたところなんですけれども、ページ数でいきましょうか。60ページになりますかね。これは、当委員会でいろんなことを判断する上で、弁護士の助言を受けながら来たところです。協議会ではしっかり助言を受けてきたところですけれども、委員会としてしっかり、議事録に残るわけですから、委員会の場合は。そういうことをきちっとやりたいと思うので、協議会と同じようなことを聞くようになると思うんですが、未処理金の今後についての提言ということで、未処理金の受け入れということで、未処理金が一部使われてたと、あるいは不明になってるものがあると。それを回収するために(1)(2)とあるんですが、(2)のところで、これは岡本吉司氏が支出していることはご本人も認め、それについては確かだということが明らかになったわけですから、これについては、葛城市に少なくとも返還を請求すべきであるということで、ここへ記載しております。これは、委員会としてこういうふうに記載すべきであるというふうに求めてるんですが、これが、委員会としての意見にすぎないのか、提言にすぎないのか。そうではなくて、やはり法的な根拠も持って、法的な権利が発生してるものなのか。その辺について、専門家の弁護士のご意見をいただきたいと思います。これは午前中は聞いたんですけども、なるほどなと私も思いましたけれども、これについて1つ弁護士のご意見をいただきたいというのがあります。

それから、可能であればということですけれども、併せて、62ページのところからです。これについては、虚偽の証言ということでここに書かれているわけですけれども、私としては、岡本氏の証言が、ここに書いてある、虚偽の証言に当たるのかどうか、私としては疑問には思っているところです。これは後で虚偽の証言の告発のところで、その理由についても出てくるところですので、改めて言うことではありませんけれども、この虚偽の証言ということに当たって、委員会としてはこれを認定するわけですから、認定したら、当然告発する

ということになります。その告発に当たって、私は、未処理金調査特別委員会協議会の方で、これはお聞きもしたんですが、この証言の内容で偽証を告発するということで、果たして偽証罪という犯罪の要件を構成することになるのか。また、それが、検察が取り上げて、実際に委員会として訴えに値する犯罪なのかというところを、これも弁護士のご意見をお伺いしたんです。でないと、これは1つ重要なことだろうと思うんです。いろいろ今回は証言が大きく割れたり、事実と食い違ったりする証言はほかにもあります。その際に、やっぱりきちっと、これは間違いなく訴えに値する。つまり、起訴されるというふうなところを、どこまでそうなのかということを私はお伺いしておきたいんです。というのは、これは、残念ながら、新聞記事に流れましたよね。岡本吉司氏を偽証告発で議会として提案するということを、踏み込んで委員長の方が記者会見されておりますけれども、これについて、私は、影響があるわけです、市民の中にも。偽証罪で告発すること自体に広く影響が及ぶわけです、市民の中にも。関心もあり、批判も起きるということになるので。ここは法的にどうかということは、私としてはきちっと確かめたいので、できたらこの2件について、弁護士からの助言を委員会で求めていただけたらとお願いしたいと思います。

## 藤井本委員長 西川委員。

西川委員 委員会やから改めて言うということやろうけれども、協議会そのものの中で、岡本さんに 対しての、この使われた金額を、百条委員会として市に返還をするように言うてええんかと いうふうなことは、弁護士先生に聞かはったです。そのときには、法的根拠があるというふ うに答えたはりますやんか。それは法的根拠があって、返還をしてもらう法的根拠はありま すよというて、弁護士先生は言うたはりますやんか。それをまだ再度ここで、念押しで委員 会で聞くというの。そやから、このまとめになったんやんか、こういうまとめに。そのこと を参考にして、このまとめになってるんやんか。協議会であったことを踏まえての、これ、 まとめやろう。それで、何か証言の偽証罪のことについては、起訴、不起訴、そんなことま ではわしらは分かりません。ただ、完全な偽証に係るやんかというのが今日もまた出てきま したやん。今日書いてあると思うけれども、平成20年のときは建設課という課がないのに、 領収書は建設課でもうてる。それを平成20年に領収書をもうたと。平成20年にない課の宛 先でもらうなんて、そんなことあり得へんし、そやから、この偽証罪についても、弁護士先 生は、この部分については偽証罪としての告発としてはそうやろうと。僕は、はっきり言う て、もっとあると言いました。4人と相談した言うてるけども、3人は、私は一切相談を受 けてませんって言うたはる。そして、忍海農協へ預けるも引き出すも、皆、新村区の区長な り会計責任者の了解の下に引き出してると言うたはるけども、証人で来ていただいた方は、 一切そういうふうなことには関与してませんと言うたはる。これも偽証になるのと違うかと 僕言うてる。これも上げてくれ言うたけど、弁護士先生は、いや、それは証言の食い違いや から上げにくいと言わはるさかいに、確定的に偽証罪として、これは上げてもええやろとい うことを弁護士先生に確かめた結果、この報告書、または虚偽の陳述、偽証罪についてやる というふうに委員会としてまとまってきたわけです。それをまだもう一回やるなんて、そん なん、堂々巡りを何でさすんか、よう分からん。何のために協議会をやってきたか。協議会

で弁護士の意見をちゃんと聞いてますやんか。

藤井本委員長 同じ意見ですか。

**谷原委員** いや、意見じゃないです。西川委員の今のは納得できません。

私は、百条調査委員会は、やはり委員会が、これは正式の会議でありまして、協議会というのは非公開だし、要点筆記のみでありますから、やはり最後本会議で、この委員会で議決したことをもって本会議で討論し、この案件については議決するということになります。その際に、私は、この委員会の中できちっと議事録の残る形で、弁護士の方から受けてきた助言については、この2点についてはきちっと記録にとどめるべきだと。記録にとどめるべきだから、協議会では1回やってますよ。それは私も言いました。だから、そのためにきちっとやると。これ、水かけ論になったら困るんです。また本会議でこれを偽証とするかどうかという判断のときに、そうした法律的な専門家の助言というのは、私は大きいものがあると思います。私もこの偽証罪のことについて聞きました。そしたら、これではなかなか起訴するというところにはとてもならないでしょうねという言葉は聞いてるけれど、でも、それは私は聞いただけだと言われたら、もうそれだけですやんか。だから、これについては、きちっとそういうこと、非常に大事なことなので、もう一回委員会で確認させてくださいということであります。

藤井本委員長 これをスムーズに進めるために、前回14日の委員会で皆さん方にも確認ということでさせていただいてるわけです。ここに至るまでに、今日も、おっしゃるように、弁護士の先生は参考人として、もしかして入ってもらわなあかんというところで、おられるけども、今まで協議会の中で弁護士先生から大きなアドバイスを得て、ここまで来てるわけです。それをもう一度、議事録に残さなあかんから、弁護士先生の言葉を残したいと。こういう意図で今おっしゃってるのであろうかと思います。これは、やっぱり市民から負託を受けた我々議員が、百条委員会を構成して調査をしてるわけですので、ただ、間違いがあったらあかんから、弁護士の方にもアドバイスを受け、相談もしながら、この議論を進めておりますので、ここで再度、もう一回弁護士の方にご意見をいただくというのは、議会の進め方、百条委員会の進め方として……。

西川委員 そういうことは、委員長、おかしい。そのために……。

(発言する者あり)

西川委員 そんなんおかしいやん。百条なんて公開するのに、委員会でやってんのに、弁護士そのものの意見なんて、ここに入ってません。何で弁護士の意見をここへ入れやんなんの。そのために念には念をついて、協議会を、何か市民に公開されてないさかい、協議会はどうのこうのって、協議会というのはそのためにやってるわけで、そして、弁護士先生の意見を踏まえて、これやったらいけるというんでまとめてんのに、何で最後に、そのことを自分確かめたいからいうて、自分がそのことを入れときたいから、弁護士の意見をここで聞いて入れときたいって、こんなとこへ弁護士の意見を入れるもんと違うやんけ、委員会の。おかしなことを、それをするがために、ちゃんと弁護士に協議会でやってるわけやから、そこのとこを。

**藤井本委員長** 委員会は私が進めてきてんから、弁護士先生の意見を、アドバイスを受けて進めてき

てるというのは自負してます。やっぱり法律、規定どおりにやってるわけやから、ここでも う一回聞かなあかんというご意見ありますけども、私たちは委員会として責任を持って協議 を重ねてきてるわけですから、その必要はないと思います。ないと思っております。 ほかに、そのことについて、いやというご意見があれば言ってください。

吉村始委員。

- 吉村始委員 谷原委員は、別に弁護士先生の私見とか、ご意見を、意見という言葉が出ましたけど、 意見を聞こうというんじゃなくて、法的な確認というか、多分そういうことだと思うので、 もし、例えば今後、話の進め方の中で、法的な部分との食い違いとかいうふうなことがあってはいけないので、念のためにそれは聞く。そんなに時間がかかるものじゃないと思います。 それからもう一つは、ピンポイントで絞って聞いてるわけですから、このことについてと いう、法律の専門家として法的解釈を聞くわけですから、私は何ら問題はないかと思います。
- **藤井本委員長** 吉村始委員に聞きますけど、そのことについて協議会の中で幾度も弁護士先生のアドバイスは受けてるし、聞いてませんか。

吉村始委員 聞いてます。

藤井本委員長 聞いてるものを……。

**吉村始委員** 谷原委員もそういうふうに、聞いてますとおっしゃってます。だから、今は、聞いてる、聞いてないの議論をしてるんじゃないじゃないですか。だから、この公開の場、委員会の在り方の問題ですよ、今は。全然話が違います。1回協議会で話をして聞いてるからといって、この場でやっぱり市民の方もご覧になってるわけですし、議事録も残るわけですから、その場で専門家の法的解釈を残すということに必要性があると。何でもかんでも聞けばいいという、それは時間の無駄ですから、あれですけども、ピンポイントに絞って聞くわけですから、それは私は必要だと思うし、それをあえて妨げる必要はないんじゃないかなと。

藤井本委員長 西井副委員長。

西井副委員長 正式な会議は委員会、もちろん協議会というのは、進め方、また打合せ、その話を真剣に話してて、それで、その話を、いろいろ弁護士の話も含めて聞いてるやん。これは議員としての信頼関係で、再度そういう議事録に載せるとかおっしゃる話自体、委員みんなが聞いてる話、信頼できへんのかという話やろう、はっきり言うて。協議会の制度というのは、やはり秘密を守らんなんときもあるということで、協議会の制度はあるわけやん。それを、協議会で話したことはもう一遍話ちゃんとしてもらわな、これ、委員会と協議会の区別を拡張解釈されてるの違うか、はっきり言って。協議会の話も、もっと真剣に考えんかったら、協議会自体成り立たへんと。もっとしっかりと考えてもらわな、協議会は簡単というような考え方自体、議員として持ったら、ほんま問題やと思うわ。議員としては、やはり協議会でも、協議会としての、やはり公の立場の会議やという考え方を持たんかったら、協議会の意味合いがならへんやん。今の話からいったら。もっとその辺、真剣に考えた中で言うてくれたはるのかどうか。これ、ほんまに言うたら、その辺は、私ははっきりと申し上げたい。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私が申し上げてるのは、協議会でちゃんと議論をやってきてるから、ここまでまとまって

るし、でも、委員会で出てるのは異論があったところだけですよ。だから、異論があったところをきちっと議論して、委員会だから採決を最後もするし、決まっていくんだろうと思うんです。だから、協議会は皆さん真剣にやって、ここまで大きな調査書をまとめてるわけですから、それは全然問題ないんですが、私が非常に、ここは弁護士先生にお願いしたいと思ったのは、これは、お金を返しなさいということを報告書でやるわけです。お金を返せというのは議会じゃないんですよ。最終的にやるのは葛城市になるんですよね。そのときに議会としてのこの報告書がどれだけの重みがあるのかということについては、公の場で専門家についてきちっと残してもらうことで、それで葛城市議会の提言を葛城市にもきちっと受け止めていただきたいと。それは公の場で弁護士が言う方が、それについてはかちっと伝わるものだから、そこは確認したいということで私は言ってるんです。

それから、偽証告発についても、これは法的な問題が出てきますから、実際にそれで告訴するということになるわけですから、それについても、弁護士の意見をここで求めておくというのは、私は、今後のことがあるから、そこだけはお願いしたいと言うてるだけなんです。

#### 藤井本委員長 川村委員。

川村委員 百条委員会の弁護士先生の立ち位置というか、どの立場で来ていただいてるかということ を、もう一度確認をさせていただきたい。先生は、我々が進めていくこの百条委員会の中で、 百条委員会が判断することに対して、例えば、議員同士が不適切な証言者に対して、不適切 な質問の仕方をしないか、人権的にどうかという基本的なやり取りの中の監視をしていただ く部分として、弁護士先生を入れてるというふうに私は認識してます。当委員会の判断につ いて、我々は、判断の中で偽証罪であるという確認できる事項が多々あって、それを結果と して、これが結果どうなんですかというような運びをするのが本来なのかというところをも う一回考えていただきたい。それは私は違うと思うんですが、そこまで委員会として弁護士 先生の意見を言うべきところがあるのかというところを根本的に考えていただきたいです。 先生の言われることが影響ある、こんなん告発しても駄目ですよと言われたことは、この委 員会の判断になるわけです。それほどの助言者としてその立場にいらっしゃるのか。先生、 大変ですよ。弁護士先生、そこまで判断されたら。我々は、協議会の中でそんなことももう 既にいっぱい聞いて、でも先生は、今、西川委員が言われたと思います。4つも5つも言い たかったんです。こんなんはできる。それはもう我々の判断の中で4つも5つも、これはで きるんですか、これはぜひともやっていただきたいところですねという意見があったときに、 いやいや、これは、進めるに当たって、今言う、谷原委員、証言だけで偽証罪の告発をする のか。証言だけでやったところは全部コミットしてるじゃないですか、我々は。そのうちの 最後に残ったこの1個は、証拠書類があるから、弁護士先生も、今、先生いらっしゃらない けど、我々が耳にして、助言を聞いた話は、これは証言だけじゃなくて、実際にきっちりし た証拠も書面も残ってる。だから、これについては、百条委員会が偽証罪として告発しても いいんじゃないかと、こんなふうに言われたはずです。これを改めて先生に言うと、この委 員会は、先生にそれの意見を求めて、その証言をここに入れるんですか。じゃないでしょう。 あくまでも、それは百条委員会の、我々が協議会の中でいろいろと情報として学習しながら

ここまで来てるというプロセスの中で先生の助言というのはあると私は思ってます。ですから、この委員会の中で、わざわざ先生に来ていただいて、これは告発して罪になりますか、 そんなこと、委員長、聞くんですか。これは私は違うと思います。

**藤井本委員長** 今お話にあったように、今、谷原委員がおっしゃってる弁護士先生の、最終的な段階だから、ここでもう一度確認だけしておきたいというお話であります。しかし、今、2つのところは、やっぱり法的なところもあって、先ほどほかの委員からも、このことについては弁護士先生からの意見も聞いてるとあるように、再三にわたって議論をしてきて、弁護士の法律的なところの解釈も加味しながらここまでやってきました。

1つ、未処理金の今後について、返還を求めるというところら辺のことも谷原委員からございます。これについても、少なくともというような言葉を入れるか、入れないか。こんなことまで言いながら議論をしたじゃないですか。弁護士の法的なアドバイスを得ながら。そういうことを思い出していただいて、責任を持った委員として、立ち位置になっていただきたいと思います。アドバイスを守ってないのではない。

もう一つは、偽証の問題です。これについても、こういう偽証が3つか4つ提案もされました。私もこれはどうかという、1つは提案もさせてもらったものもございます。しかし、この3つ、4つあった偽証の我々の意見も、弁護士先生の法的な解釈、アドバイスをいただきながら、この1つにしようということで皆さんの合意を得てます。ここへ来て、再度これについての最後の確認だけしておきたいというのは、委員会の進め方としておかしい。よって、今のご意見、ご要望については、委員長として認めません。

次に進めます。

谷原委員。

**谷原委員** 委員長のそういう判断でございますから、それは尊重して、次に行こうと思いますが、私 としては、これも修正案ということになろうかと思いますけれども、報告書案の、先ほど私 が問題にしましたところですけれども、62ページです。 1 は、証人の出頭拒否、参考人の 出頭拒否の状況はなしということですね。 2 は、証人の証言拒否の状況もなしと。 3 の虚偽 の証言、自白の状況ということで、次のページまで一覧表があって、判断できる理由とあります。そこの部分について、私は削除を求めたいと思っております。削除要求です。削除を 提案したいと思ってます。修正案ということになりましょうか。

西井副委員長 修正案出してるんやろう。

**谷原委員** いや、修正案は、まとめのところの修正です。報告書については、そこのところを削除ということを求めたいと思ってます。

それから、続いて……。

(「おかしいで」の声あり)

**谷原委員** そんなことないですやんか。ここは報告書案の中で議論もしてきたところです。私は私の 意見を言うてるわけですから、最終的に委員会で議決する前に自分の意見として出すのは当 たり前じゃないですか。それで否決されたら、それで仕方ないことです、それは。

それから、同じく、偽証のところは削除をしていただきたいということです。偽証のとこ

ろを全部削除していただきたいということです。

それから……。

#### (発言する者あり)

**谷原委員** いや、それはずっと私言ってますやんか、だから。ここで出てきてるからですやんか。

西川委員 そのときに言うたらええやん、協議会で。

**谷原委員** いや、協議会でも言うてますやんか。だから、最終的に出てきたものを委員会で決めるわけですから、それに対して態度を表明せなあかんから、それをやるということです。動議として提案してるわけです。

藤井本委員長 意見として聞いておきますけども。

(発言する者あり)

**谷原委員** 動議はまとめですやんか。文書を出さなあかんのやったら、文書を出します。

(発言する者あり)

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 長いこと、これ、はっきり言うて、2回も案として出してもうてる。そのときに全部、協議会で議論してる。それを今、詰めとして、これ、案抜いたやつを出してる。何のために協議会でやったか。これ、妨害してるのかと僕は思いますよ。これ、はっきり言うたら。何でそのときにちゃんと直せというのみたいな、今みたいな、全然、そんなときに言うてない。 こんなときみたいに言うてない。偽証罪のこんなんを削除せえなんて言うてない。

**谷原委員** 報告書にあったら、偽証罪で動かすの当たり前になるじゃないですか。だからそこを削減 してくれと言ってるだけです。

偽証罪の議案が出てますやん。偽証を告発する議案が出てます。その議案は何が基になってるかというと、報告書を基に当然出すわけですよ。だから私は、それは違うと思ってるから、それは違うということを協議会で言うてきましたやんか。だから、報告書のそこは削除してくれと。いや、そうではないという方が、それは違うと言えば、そういうふうに判断していただいたらいいわけで、委員会の中では、私はこれ、言うてきたことを言うてるだけですから、それ以上のことを私は言ってるつもりはないです。当然だと思いますよ。

#### 藤井本委員長 西川委員。

西川委員 今のご意見、さっきも言うたように、もっと本来は偽証罪として告発せないかんというふうに、僕は委員会として、本当やったら委員会としてまとまって、偽証罪として、先ほど言うた分は、偽証罪の中へ入れていかなあかん。それを、それこそ弁護士先生は、アドバイスというか、法的にこういうふうなことはどうですか、これどうですかということでも、協議会でアドバイスしてもうた。委員会のときにも、今、川村委員が言わはったように、行き過ぎた表現があったら弁護士が止める。その感じですよ、弁護士というのは。協議会で、その中でこのまとめが出てきたんですよ、その意見を聞いて。それで、この中でこの証言は偽証罪として告発しはってもいけますやろうということでやったんねんから、僕は、これ、一切、偽証罪のこの報告書の中に出しとかんかったら、偽証罪としていけへんねんから、これを削除することは、一切する必要はないと僕は思ってます。

**藤井本委員長** 意見としての発言ですから、ただ、私、勘違いだったら申し訳ないけども、この前委員会をさせてもらったときに、この偽証罪でいろいろあったけども、この1件をするということを確認だけさせてもらいたいと。そうでないと、皆さん方の意見を確認させてもらいたいといったときに、この報告書できないですからね、おっしゃるように。だから、そのときは、谷原委員は、それについては異論はないというふうに……。

**谷原委員** 異論がないとは言ってませんよ。異論があったんやから。

藤井本委員長 認めるということでおっしゃったように記憶してるんですけども。

谷原委員 だから、協議会の中だから。委員会ですか。

藤井本委員長うん。

**谷原委員** 委員会で確認してても、議決も何も採ってませんやんか。だから、私は反対意見を言って、 討論も何もしてないわけやから。だからそれは違うと思いますよ。だから、確認して、私が そこで疑義ありと一々言わなかったら、またそこで問題になって、まとまらないから、それ で終結したというだけであって、それはそうですよ。

藤井本委員長 ほかに意見ないですか。

谷原委員。

**谷原委員** 私は、そんな数多く言うつもりないですよ。だから、スムーズにいって、私は修正のとこ ろへ行って、それでさっさとやっていただいたら、私はそれで終わりだと思ってたのに、そ れについていろいろご意見が出るから、なかなか時間がかかってということで、僕は議事を 妨害しようとも思ってるわけじゃないですし。あとは、65ページの4の提出記録拒否の状 況です。これも私は意見は言わせていただいたんですけれども、記録の提出拒否の状況で、 ここは印鑑を出されなかったことについて、出すことを求めたけど出さなかったと。そこで 委員会の対応として、ここは記録の提出拒否に正当な理由がないとまでは言えないというふ うに書いてあるんです。つまり、ここの4つの項目は、証人尋問に応ずることを拒否すると か、証言を拒否するとか、あるいは偽証するとか、あと記録の提出を拒否するとか、これ、 全部告発の対象になります、1から4までは。議会がその違反があったら告発すべきものと して書くわけです。だから偽証については詳しく書いてあるわけですけど、4については、 結局解釈の余地があって、記録の提出拒否に正当な理由がないとまでは言えないとなってて、 つまり、これは記録ではないですから、印鑑は。そんなことを書くんだったら、私は、ここ はもうなしと書くべきだと。でないと、これは告発に関係することの大事なところなので、 これはなしというふうにして、すっきりするべきだと思います。これで終わりですから、私 が言おうとしてることは。

以上です。

藤井本委員長 これこそ弁護士の。

西川委員 それは、記録というたら記録や。そういうふうに思おうとしたら、記録と言えるか分からん。そやけども、印鑑を記録と言えるんかどうか。そういう判断をしはったんやから、そのとおり書いたるだけのことやん。

藤井本委員長 そうでしょう。そういうふうに。

谷原委員。

- **谷原委員** だから、ここの4つの項目は、書いたら、当然、告発対象やと。そのための報告書ですよ。 だから、告発するのではなかったとしたら、そういう判断をしたんだったら、私は思い切っ て、もうなしというふうにすべきだということを申し上げてます。
- 西井副委員長 そこまで資料提出という形でした結果を報告書に書くの、何でおかしいの。資料として提出してくださいということも含めて、委員会議決してるやろう。それが出てきやんかったいうて、書いたる。ほんなら、告発せなあかんでっていう話やと、ほな告発したらええやんか。逆を言えば。資料提出に対する拒否で、それ、そこまで言わはるのやったら、何で文書まで変えやな、一生懸命皆さん方、大変ご苦労かけて、資料請求の中で請求しようということも決めた中で、それで、協力してない方やん、はっきり言うて。それでそれを消してしまうんやなくて、逆に、それやったらそれで告発したらええやん。
- **藤井本委員長** この文書についても、先ほどから出てますように、弁護士に相談もして、アドバイス を受けて記載させてもらってる文書ですので、このまま行きます。

ほかに。原案に対する意見、もうございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 原案に対する意見を終結いたします。

続いて、谷原委員から、原案報告に対し修正案が提出されております。谷原委員から、違いを中心に、趣旨の説明を求めます。

谷原委員。

る原委員 私は、最初にまとめのところの意見で申し上げましたけど、提案した趣旨は、私は、百条委員会は行政事務の不適切な在り方について調査するのがその範囲であると考えております。この未処理金については、旧新庄町以来、何らかの形で蓄積され、それが収入役名義の通帳として管理され、さらには、その通帳が本来は会計管理によっては1つの口座であるところを、複数の金融機関に複数の口座があり、それが公のものでないということが明らかになった通帳があって、そういう管理実態があったことについて私は大変問題があると考えております。したがって、発生がどういうふうな原資で行われたかについては、これは明らかにすることができませんでした。できなかったんですが、明らかにできなかったことについて、残念なんですけれども、及ばずということであります。しかし、管理については、百条委員会はかなり明らかにすることができました。それが2ページの2項になりますけれども、したがって、1は非常に簡単になっております。

2の、旧町時代における未処理金の現在までの管理実態というのは、平成5年3月31日 以前ということで、これは、田中元収入役が、在任中が平成5年3月31日までだったんで すが、後任の生野名興収入役が前任者から引き継いだという言葉があって、田中収入役はど うだったかということについては、これは未処理金があったかどうかという、そういう通帳 があったかどうかについては、明言はされておりません。しかし、実際には、なかなかここ も調査ができなかったということであります。いろいろ発言があったとしても、これは、そ こまでの管理実態が、それ以前は実態を明らかにすることはできませんでした。②のところ ですけど、平成5年4月1日から平成16年3月28日までです。これは、生野名興氏が新庄町の収入役に、平成5年4月1日から平成16年に至るまで務めてきているわけですけれども、平成8年に各課が持っていた未処理金の金融口座の名義を新庄町収入役の名義に変更して、収入役の管理に改めております。このときに平成12年というふうにはなっておりますけれども、当時の会計課の職員に示しております。つまり、会計課の中では、そうした未処理金の通帳があったということが共通認識であったということであります。私は、これ、大変問題が大きいことだなと思っております。この収入役名義については、本委員会では、市内の金融機関、新庄町収入役の名義の金融口座を、全て履歴を取りました。それで調査をしたところであります。ところが、それらの金融口座については、公なものでなかったということが明らかになったわけであります。

平成16年3月29日から平成16年9月30日まで、これは合併直前の半年前ということになります。そこに、ここに書いております、南都銀行の1つの普通口座、南都口座と呼んでおりましたけれども、新庄町収入役名及び本人名による振り込みで37回、合計4億8,900万円が入金されております。また、振替によって合計約3億700万円が出金されていると。それについて、既にそこまでにたまっていた100万円と合わせて、利息と含めて1億8,323万3,249円が、その未処理金口座、南都口座に残されたわけであります。それを今日まで引き継いでいる未処理金と我々は認定したわけであります。

ところが、この4億8,000万円、それから出金された3億円については、入出金を繰り返したために総額が膨らんでいるのか、それとも、旧新庄町の合併の整理のために便宜的にこの口座が利用されて大きくなったのか。それとも、実際に不明金が出たのかということが問題になりました。これについては、どうも1億6,800万円ぐらいが引き出されたまま行方が判明してないということを本調査の中でも述べております。これについては、本委員会では行き先を追うということで、ご存じであろう生野元収入役の証人尋問を要請したところでありますけれども、ご本人の健康上の理由で、医師の意見書もあって、そこは聞くこともできず、お聞きした先のことも調査できておりません。これは非常に残念なことでありますけれども、後に述べるように、出金されたものは戻せということであれば、不明になったお金はやっぱりあくまで調査していくべきだろうと私は思っております。

さらに9月30日に生野元収入役が退職するまでに、総務財政課課長補佐であった河合良 則氏は、南都口座の通帳とメモ書きの入ったポーチの管理を上司から指示されております。 どなたかというのは、ご本人が言ったことと相手方が否定されておられたりしますので、明 らかでありませんけれども、後、なぜ河合良則氏が黒いポーチの存在について、岡本氏にそ れを連絡したかというのは、実は、どなたかが分からないけれども、上司からそういう黒い ポーチの管理を命じられてたということがあったということであります。

旧新庄町から葛城市への移行期間の管理実態ということですが、葛城市が発足して市長選挙が行われました。そして10月31日、葛城市初代市長に吉川義彦氏が就任して、そして12月20日に、岡本吉司氏と、吉田新之助氏が収入役に就任しております。この移行期間の管理実態は分かっておりません。未処理金口座は、生野名興氏は新庄町元収入役で管理してお

りました。それが葛城市になって、葛城市収入役の名義に変わっております。その変わった のが、なぜ変わったかは分かっておりません。これは職員の中に明らかに名義変更について 携わった者がおることは想定されて、本当にこの未処理金の管理実態が旧新庄町及び葛城市 の会計課でどうなったのかということは、私は厳しく問われなければならないと考えており ます。

(3)の、葛城市発足後の管理実態ということですけれども、これは引き続き、メモ書きとともに黒いポーチに入れられて、この未処理金の通帳は会計課の金庫の中で保管されておりました。ただし、出入金はなく、利息のみのあれで、これが使われた形跡も、新たに入った形跡もありません。しかしながら、会計監査も受けておらず、誰のものとも分からない黒いポーチが会計課の金庫の中にあったというのは、これは、私は非常に異常なことだと思っております。

次のページの4番目の、未処理金が奈良県農協忍海支店に口座が移された経緯ということ であります。これは平成20年10月30日に市長選挙の結果を受けて、10月31日に吉川義彦元 市長と岡本元副市長が特別職を退職することになったわけですけれども、その後に未処理金 の入った黒いポーチの管理を指示されておりました河合氏が、会計課の金庫の中に黒いポー チが残っていることに気づいて、11月に未処理金の扱いについて岡本吉司氏に相談しまし た。岡本氏は、元市長、元収入役らと相談して、自分がこれを預かることにしたと。問題は、 同年12月11日、葛城市収入役吉田新之助名義で預金されていた南都銀行新庄支店口座の解 約依頼書及びそれによって引き出された1億8,300万円余りの現金が、自己宛小切手発行依 頼書とともに指定金融機関に出されて、そして南都銀行新庄支店振出しによる持参人払いの 小切手、裏書には新村区長名が書かれてある、この小切手が発行されて、この小切手を岡本 氏が持って、忍海農協の方に開設された新村区長名のその口座に入れたというのが実態であ ります。私は、ここに非常に葛城市の会計管理上大きな問題があったと思います。これは吉 田新之助氏は一切知らないと、公印をついたこともないし、書いたこともない、署名したこ ともないと、解約についてはそういうふうにおっしゃってるわけですけれども、新庄町の会 計課の中にあったお金が、結局外に持ち出されたと。結局会計管理責任が問われる問題です。 ただし、これについては、雑部金の扱い、所有が曖昧で誰のものと分からない、ごく一部の 者しか知らないお金というふうな扱いであったために、こうした事故が引き起こされたと思 います。したがいまして、葛城市においては、こうした会計管理においては、厳しく今後は やっていくべきだろうと私は思っております。

農協口座に預けられた未処理金の管理実態につきましては、5ページにわたってですけれども、それぞれ25万円の支出、あるいは27万円とか、いろいろ、あるいは土地購入のために3回にわたって支出された、そのことを書いております。これについては、先ほどのまとめの中にもありました。岡本吉司氏が、様々な議員活動、あるいは自分が元副市長の時代に携わったことの中で、地域の方の要望を受けて、公の葛城市のお金では解決できないことを未処理金の中から出して、これを使ったと。これは、私は、行政の公平さをゆがめる、やってはならない行為だろうと考えます。また、こうした出金について、幾つか葛城市の市長の

公印が使われた、市長印が使われた契約書が偽造されておったりとか、様々この公印管理について不適切なことが出てきて、そこに葛城市の行政上の課題が見えるような調査になったと思います。詳しくは、この調査の報告書の第2章に詳しくあるとおりであります。

こうした出金については、あってはならないことと私は考えますが、岡本氏は、これは全て自分が出したことを認めております。出金の金額も全て明らかになっております。これについては返還すべきだろうと私も考えております。しかしながら、私が次に問題だと思うのは、この未処理金が明らかになった時点で、なぜ、元市長、元収入役、元副市長であり議員である岡本氏らが、2回、どうするかということで集まっているわけですけども、結局結論を得ないまま、岡本氏の管理の下で使われていったというのは、私は、特別職にあった方々が、やはりそれなりの責任を果たすべきであったろうと思います。ましてや岡本氏は議員でありますから、こういう問題については率先して解明すべき立場にあったというふうに私は思っております。

最後に、(6) の、未処理金を葛城市歳計外現金会計に保全するに至った経緯ということで、阿古市長がこの歳計外現金会計を預かるに至った理由について、これは調査したわけですけれども、これについては、まとめの一番最初に、百条特別委員会を設置するに当たっての経緯のところに、なぜ阿古市長が預かるところまで、そういうことになったのかということは書いておりますが、これについても調査をしたということです。

最後になりますけれども、旧町における未処理金の今後の適正な処理に関する事項において、未処理金の帰属については、これは葛城市に帰属するものだと私も思います。ただし、これは公金であるからということではなくて、調査にあるように、外形的な事実関係からそういうふうに決めたということであります。未処理金は新庄町に帰属すべき金銭の理由は、1つは、未処理金が一貫して新庄町収入役及び葛城市収入役名義の口座に預金されており、この未処理金について自己の所有権を所有する者はいまだに現れていない。つまり、また、元市長であられた吉川氏も、これは葛城市に帰属すべきお金であろうとおっしゃってる、そういう事実から、外形的な事実から、これを葛城市に帰属すべきものであると本委員会は決めたということであります。

最後に、未処理金の回収については、行方不明になった少なくとも1億6,000万円についても、これはなかなか回収は難しいとは思いますけれども、委員会の姿勢としては、これを何とか明らかにしようと努力はいたしたところであります。また、岡本氏の支出したものについても回収すべきであろうと思っております。

最後に、再発防止に向けた提言を調査報告書の中に書いておりますので、葛城市におかれましては、現金の取扱いに万全を期して、法令規則によって管理することを徹底されたい。 また、再発防止のために、報告書において提言したことを葛城市は真摯に受け止め、その実施に努めていただきたい。

以上をもって、本委員会が議会によって付託された調査のまとめとするということであります。

以上です。

**藤井本委員長** この後、今、修正案を出されました。これに対する質疑に入るわけですけども、長くなっておりますので、一旦暫時休憩をしたいと思います。約15分したいと思いますので、40分に再開いたします。再開後、質疑、そして両方の討論に入りますので、心おきください。休憩します。

休 憩 午後5時23分 再 開 午後5時40分

藤井本委員長 休憩を解き、再開いたします。

先ほど谷原委員から提出の修正案の説明を受けました。この修正案に対するご意見、また 質疑を行います。

質疑はないですか。

吉村始委員。

吉村始委員 谷原委員が出されました修正案につきまして、分からないこともありますので伺いたいというのと併せて、私の意見も申し述べます。いただいたのを見たら、7ページにわたる大部のまとめになりまして、まとめとすれば、私としては長いなというふうに思います。まとめというならば、もうちょっと短くしんとあかん。それから、あと、第3章のまとめで、原案の方では結論で書いてあるわけです。当委員会は、旧町の調査を行ったと。発生経緯に関する事項ということで結論を書いてあって、私としては、それでいいかなと思うんですが、谷原委員が出されたものについては、この委員会の経緯について、詳細について書いてまして、例えばこれが、そのとき西川議員が全員協議会のときに、この未処理金のことについて西川弥三郎議員からありましたと。また、この録音記録は、生野吉秀元副市長が生野名興元収入役から聞き取った話の録音記録でありと、要点は次のとおりであるとずっと書いてあるんですが、まず、これをまとめに載せようとされている意図というのが分からないので、これお伺いをしたいのと、私は、これは最初から、もしまとめるのであれば、結論だけ書けばいいかなと思います。

あと、それ以外は、例えば、私の考えるには、まとめのところで、特に我々の未処理金は、旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項というのは、なかなかいろいろ調査しようとして、管理実態の方にどうしても重点を置かざるを得なかった部分があるんですが、管理実態のことについても、旧新庄町時代のときとか、年代別に、平成5年3月31日以前とか、平成5年4月1日から平成16年3月28日までというふうに細かく分けて載せられてると。これ、先ほども杉本委員もおっしゃいましたけど、分かったことをきちっと載せるというふうなことをおっしゃいましたけど、それも私もそうやなと思ってたんですが、そういう意味からしても、きちっとこういうあたりを載せているというのは、私は、全体としてバランスが取れているので、いいのかなと思います。

あと、それから、今回の未処理金の問題というか、管理をしていたこと、特に岡本氏につきましても、きちっと批判をしているし、問題点を言っていると。ほかの方に対しても、やはり意見すべきは意見をしてるというところで、私は、まとめとしてはいいのではないかなというふうには思いました。

最後の提言も出てますので、ただ、長いので、途中で、もし、こちらを取るとすれば、割 愛すべき部分はあるかなと思います。これ、こんなん細かく言っててもあれなんですが、ま ず最初に、委員会設置に至る経緯について書かれてる意図だけ伺いたいと思います。

藤井本委員長 質問はその1つやね。

吉村始委員 はい。

藤井本委員長 あとは意見で。

吉村始委員 あとは意見です。

谷原委員 まとめは、最初分かりやすくしようというのもあって、この未処理金の存在が発覚して、阿古市長が受け取るまでのことは、百条委員会が立ち上がる以前に起きたことで、そこはずっと議会の全員協議会とかで非常に私は慎重にやったと思います。丁寧にやったと思いますし、そもそも誰からこの話が出てきて、そしてどう議会にきて、最後、阿古市長のところに何で行ったかということをきちっと書かないと、調査報告書の中だけでは分かりにくいことがあるのかなと思ったのでつけたんですけれど、あえてこれを、これは百条委員会の調査ではありませんから、私は最初これを修正案として言うときに、ここはあえて飛ばして、2ページ目から言ったつもりなんですけれども、私としては、これは載せておりますけれども、これは意識としてもそれ以前の話なんだけれども、分かりやすさという点でつけたということです。これ、ここだけでもだいぶ全体像が分かるかなと思ったのでつけただけですけど、調査委員会の報告としては、おっしゃるとおり、ふさわしくないかもわかりません。

藤井本委員長 ほかに。

内野委員。

以上です。

内野委員 今、吉村委員も言われたように、非常に私も長いかなと思って、すごく丁寧に書いていただいてだいてるのはよく分かるんですけれども、こっちの内容の方にもたくさん書いていただいてることを、こっちへ引っ張ってきて書いてるところも多々あるのかなと思うんですけど、ただ、中をちらっちらっと見る中に推測の部分もあるように思うんです。だから、本当にまとめにするには、一番初めの、はじめにとあって、3つのことを、調査事項を調べたわけです。まとめにも、調査事項に沿うて1つずつまとめていただいてるいうことで、やっぱり市民にとってはこちらの方が非常に分かりやすいのではないか。本当に詳しく書いていただいてるのはよく分かるんですけども、私はこちらでやっていかれたほうがいいかなと思うんです。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長修正案に対する質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論は、報告書の原案、最初の分です。原案と、先ほど谷原委員より提出された修正案を 一括して行います。 原案賛成または修正案賛成というように、まず、どちらに賛成かという討論でお願いをいたします。

討論ございませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 私は原案の方に賛成の立場で討論させていただきます。

百条委員会で長らく調査をした結果、また、まだまだ意見統一いうのはなかなか難しいというのは事実分かるわけですが、ただ、西川委員のおっしゃってるような偽証の案件もいろいろあった中で、弁護士の意見も聞きながら1つにまとめたと。本来なら、多分、西川委員はもっと偽証として取り上げたいという気持ちを持っておられて、また、谷原委員のおっしゃるように、この話を一番最初に西川委員が聞いてきた中で、こういうお金が不自然な形になってるということを表に出されたいう責任の中で、やはりもっといろんな想像できるような罪があるんじゃないかということを考えられたと。そういう中でも、やはり妥協した中で、協議会の中で調査報告書をこの面に持ってこられたと。大変、西川委員、この件については、最初に提案されただけあって、真剣に取り組まれた文章の中で、自分の思いとは多少なりとも抑えながら、これで了解されてるんだなということで私は評価した中で原案賛成。また、修正案自体については、やはりもうちょっと、最終的な答えが、何か空想に湧くような、きちっとした答えが入ってないこと自体、市民が本当に了解できるんかなということで、これについては、私は反対ということでございます。

以上でございます。まだまだ申し上げたいことはたくさんありますが、簡単に済まさせていただきます。

藤井本委員長 ただいま原案賛成という討論をいただきました。

ほかに討論ございませんか。

吉村始委員。

**吉村始委員** 私は修正案賛成ということで意見を、話をさせてもらいます。

原案につきましては、いろいろとまとめてもらってるんですが、残念ながら、まとめということで考えましたら、特定のというか、岡本議員に焦点を当てた、それは1つの手法でもあるんですけれども、百条委員会のまとめとすれば、全体の流れ、そして百条委員会の言うていた未処理金全般にわたっての解明をまとめようとしている形になっているのは、この修正案の方がより優れている。これ、優劣の問題ではないんですが、私としては、この百条委員会の報告書のまとめとすれば、より、全体についてまとめて、また再発防止につけた提言につきましても、流れとしても、これが丸々じゃなくて、もうちょっと削った方がいいとは思いますけれども、余分な分もあろうかと思いますが、私はこちらの方を、どちらか取れと言われましたら、修正案の方を取りたいと思います。

#### 藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 私は原案賛成で討論させていただきます。

原案に修正、圧倒的にこっちの方を取るという、今の原案についても、我々、何時間もかけて、汗が染み込んだ原案やと思うんです。ほんで、僕らも一生懸命考えて、谷原委員おっ

しゃることも分かるんですけども、それやったらもっと早く入れていただいて、これを取り 込んでほしいと、そういう作業に行ってほしかったと思います。内容といたしましても、ま とめなので、これを見てざっくり分かって、簡単に読める。これがまとめやと思います。そ れを心がけて僕らも何時間もやってましたので、もちろんこの原案でいって大丈夫やと思い ます。

以上です。

(発言する者あり)

#### 藤井本委員長 提案者はできないです。

ほかにないですか。

西川委員。

西川委員 原案としてのまとめ、これはよくまとめていただいてると思います。事実のことをきちっと書いてるだけのことで、分かりやすく書いてると、こういうふうに思ってます。それで、何の意図でこの修正案を出されたんか。1枚目は、谷原委員からこれ修正案出てんけど、1枚目はよして読まんかったと。これは成り立ち書いといたらええやろうって、そんな修正案って、最後にまとめんのに。つけやんでええようなことやったら、こんなん、俺ら真剣にやってんのに、こんなん書かんでもええって。ほんで、はっきり言うて、これを持ち出したことそのものは言われへんところがあるわけで、僕自身が調べ上げたわけではない。そのことを調べてくれということを持ち出した経過、そういうことについては、事実こういうことがあったのは今の段階で皆さんが認めてることやから、誰がどう持ち出してきて、何で分かったかなんていうのは、知りたい人は知りたいんか知らんけれども、今となっては、そんなことを、誰が言うて、誰がって、そんなことをほんま知りたい人は知りたいか知らんけど、委員会としてこんなん触れる必要もないと僕は思います。

それと、あと、この中ではっきりと書かれてるのは、公に使うてるんやと。そやけども、岡本さんが使うたら悪いよということは書いてある。岡本さんが使うたことは悪い。岡本さんに返してもらわな悪い。そんなんはこっちは一致してること。みんなが一致してること。そやけれども、公に使うたいうふうなことを何で書かんなんのんか。ほいで、もともと、合併のときにそのことを知ってて、分かった時点で、副市長やり、市長やり、収入役やった人らが責任ないと僕は言うてないわけで、そのときに何で葛城市に戻しとかへんでんと。それをごたごた、今まで私がそこで取り上げるまで取り上げやんかったら、どこまで隠しとくつもりやと。そういうふうには思いますよ。その経過の中では。そやけども、こんなん、はっきりと、悪いけれども、谷原委員いろいろと書いてもろうてることについては、証言の中でもいろいろと出てきてるし、使うたことに関してでも、はっきりと岡本さんそのものが、もうちょっとリーダーシップをこの人が発揮できたと思います、管理するときに。自分が、難儀しとるさかい、職員を助けたってんと。わししか預かるもんないさかい、助けたってんというような雰囲気で言うてるけど、そこから根本的に間違いなんで、それやったら、きちっと先に、みんなそんなん違うて、もう出そうと。どういう形か知らんけれども。そういうふうに導いていくのが、三役、四役の在り方や。それをこんな長いこと書く必要もないし、こ

こでちゃんと調査の中でそういうことも出たるし、僕はそれで、賢明な市民は、きちっとこの報告書を見たら、そういうふうに結論づけはると思うんで、このまとめは簡潔にまとめてもうてるんで、この原案のとおりで、これをやると、何か物語、何か僕は、理解しはる人もいはるか分からんけれども、誤解しはる人もいはるか分からんので、僕はこの原案のままで結構です。

藤井本委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長ないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会調査報告書の採決を行います。採決は分割して行います。 まず最初に、谷原委員から提出されました報告書の修正案について採決をいたします。 谷原委員提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

藤井本委員長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、報告書の原案について採決いたします。

本報告書の原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**藤井本委員長** 起立多数であります。よって、調査報告書は原案のとおり可決されました。 特別に認めます。

谷原委員 少数意見として留保いたします。

藤井本委員長 ただいま谷原委員から、少数意見を留保したいとの申出がございました。留保には1 人以上の賛成者を必要といたします。谷原委員の少数……。

(「どこを留保するか」の声あり)

藤井本委員長 谷原委員。

**谷原委員** ただいま修正案に対して討論されて、だから、私は修正案を出しておりますので、まとめ に対する修正意見を留保いたします。これ全文というふうになるかどうか、私がずっと説明 したところ、冒頭の分は、あえてそのときには言いませんでしたけど、私は必要やと思った んですけども、私が先ほど発言した部分について、修正意見として述べたところを留保いた します

藤井本委員長 谷原委員の少数意見留保に賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

藤井本委員長 賛成者1人以上ありますので、谷原委員の意見は少数意見として留保されました。 なお、少数意見報告書は、速やかに委員長を経て、議長に提出をお願いいたします。 ただいま原案を旧町時代における未処理金調査委員会の報告書とすることに決定をいたしました。

次に、調査案件(2)……。

(発言する者あり)

藤井本委員長 発言のところは正確にするというのは言うてるんで、そこは修正します。

再度同じことを申し上げます。

この原案を旧町時代における未処理金調査特別委員会の報告書とすることに決定をいたしました。

次に、調査案件(2)虚偽の陳述に対する告発についてを議題といたします。

報告書に記載のとおり、証人岡本吉司氏は、平成31年1月17日開催の旧町時代における 未処理金調査特別委員会において、宣誓の上、証言を求めたところ、虚偽の陳述をしたと認 められました。これより、その理由も含めて、虚偽の陳述に対する告発についてを事務局に 朗読させます。

事務局。

## 岩永事務局長 議会事務局の岩永でございます。

それでは、朗読の方をさせていただきます。皆さん、資料をお持ちやと思いますので、見ていただきたいと思います。

虚偽の陳述に対する告発について、案でございます。上記の議案を別紙のとおり、葛城市 議会会議規則第14条の規定により提出しますということで、内容を朗読します。めくって いただきまして、虚偽の陳述に対する告発について。

標記のことについて、旧町時代における未処理金調査特別委員会において、下記証人に対し証言を求めたところ、虚偽の陳述をしたものと認められるので、地方自治法第100条第9項により告発する。

記。1、証人の氏名及び住所は、住所は言いません。氏名、岡本吉司。

2、偽証と認められる証言。(1)未処理金の使途として、大字弁之庄地内における地積 測量費用の不足分として支払ったと岡本吉司氏が証言した25万円の領収書の作成日及び受 領日についての証言。以下が、13回の委員会、先ほども言いました、平成31年1月17日開 催の岡本吉司氏の証言を書いた表でございます。ざっと読んでいきます。

25万円の領収書について、まず尋問内容、平成20年12月16日の日付が記載されているが、 作成者は別の日に作成したと証言したが、これはいつ作成されたものか。それに対して証言 が、「せやから通帳見てもうたら分かりますように、たしか平成20年12月16日、この日やっ たと思いますけど、この日に通帳から25万円引き出してますよ。」

次、2番。同じく25万円の領収書について、尋問内容でございます。岡本吉司氏は、平成20年に未処理金口座から出金しているとのことだが、受託者であり、領収書の作成者は、平成30年1月に本領収書の作成を岡本吉司氏に依頼され、作成した。いまだ25万円は受け取っていないが、信用できるものであると判断したので、25万円は受け取っていないが、領収書を作成し、岡本吉司氏に渡したと証言されたが、真意は。これに対しての証言は、「だから、先ほど言うてますようにね、今、領収書の日にちと、使わせてもらった、口座から引いた日にちと調べていただいたらわかると思いますよ。きちっと同じ金額出てますよ。だから、私、最初から言うてますやん。この金は弁之庄の測量で不足した金やから、何とかしてほしいいうことで私は払いましたよということを言うてますやんか。せやから、当然、通帳も見てもうたらわかるように、そんな不正な支出を私はしてませんよ。」

3番。同じく25万の領収書について。平成20年に領収書をもらわなかったのか。受託者であり領収書の作成者は、平成30年1月の領収書作成の日の業務日報に、岡本吉司氏から依頼されて作成した旨記録している。そのとき使用の領収書つづりは、平成30年、31年の領収を順番に切っていたので、平成20年の領収をこの途中に入れるのは不適切だと思い、一番後ろの部分の領収書を使用した。なぜ平成20年に領収書を受け取らなかったのか。それに対しての証言です。「私はそのときにお金払うたからもうてますやんか。金払うたから領収書もらいまんねんやろう。金払わんかったら領収書くれまへんやんか。私は決してそんなことしませんよ。」

次、4番。同じく25万円の領収書についての質問です。平成20年12月16日と記載されているが、いつ受け取ったのか。「今言うてますやんか。お金と引きかえですやんか。」

続いて、平成20年12月16日に25万円支払って、同日に受け取ったということか。「渡したからもうてますねやんか。」

次、5番。同じく25万円の領収書について。領収書をもらわれて、お金も渡されたのか。 答えは、「はい。」

続いて同じ人が、25万円の支払いと領収書の受け取りは、平成20年12月16日ということでよいか。「はい。」

最後6番が、同じく25万円の領収書について、平成20年12月16日にいただいたものか。 「私、お金渡したからもうてまんねん。」

引き続き同じ方が再度、平成20年12月16日にいただいたものか。「はい。」という証言で ございました。

そこで偽証と判断できる理由を朗読してまいります。

まず(1)-1、西田氏の証言でございます。大字弁之庄地内における地積測量業務を受託した作心測量建築事務所の代表者西田貞人氏の第13回の委員会、同じく平成31年1月17日開催での証言によると、平成20年12月16日付、葛城市建設課宛ての25万円の領収書について、平成30年1月25日に岡本吉司氏の依頼により作成した。その作成日について、平成20年12月16日付にするよう岡本吉司氏から指示があった。当該領収書は、実際には平成30年1月25日に作成したので、通常領収日の日付順に領収書を作成していることから、平成20年12月16日付の領収書を続きで作成するのはおかしくなるので、わざとつづりの一番後ろの用紙で作成した旨証言している。

それから、(1) -2番。西田氏の提出書類でございます。西田氏から提出を受けた、西田氏が日常業務遂行の過程において作成している業務日誌の平成30年1月25日の欄には、弁之庄の以前の領収書(追加分)発行する、25万(岡本氏)との記載がある。また、西田氏から提出を受けた領収書つづり、コクヨ製のものでございます。表紙に、平成29年6月8日から使用を開始した旨記載されているが、つづりの最後の領収書控えが、葛城市建設課宛ての平成20年12月16日付、25万円。ただし書が、葛城市弁之庄地内測量代となっており、岡本氏より提出を受けた領収書の複写である。

次に、(1) -3、西田氏の証言と提出書類の評価でございます。西田氏が虚偽の証言を

する動機が見当たらず、また、証人尋問とは無関係に、通常の業務過程において作成された 書類の記載内容は、一般論として信用性が高い上、西田氏が使用した領収書つづりに記載さ れていた使用開始日や領収書用紙の位置から、そして宛先についても、平成20年12月16日 には存在せず、平成22年4月1日に機構改革で新設された葛城市建設課となっていること からも、領収書に記載された作成日である平成20年12月16日に作成されたとは考えにくい。 したがって、西田氏の証言は事実と合致しており、領収書は平成30年1月25日に作成され たものと判断する。

(1) -5、岡本氏の偽証の根拠。そして、岡本氏の証言は平成31年1月17日に行われたものであるが、西田氏が岡本氏の依頼によって領収書の作成をしたのは証言の約1年前のことで、さほど時間も経過しておらず、また、作成日付を偽って領収書を作成させるという記憶に残りやすい特異な出来事である。したがって、岡本氏は証言した時点で、平成30年1月25日に、西田氏に領収書の作成を依頼して受け取ったことを記憶しているにも関わらず、あえて、平成20年12月16日に領収書が作成され、受け取ったと、自己の記憶に反して虚偽の陳述をしたものと判断する。

以上でございます。

藤井本委員長 それではお諮りいたします。

ただいま朗読を願いましたとおり、証人岡本吉司氏に対して、地方自治法第100条第9項により、虚偽の陳述に対する告発を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 谷原委員。

**谷原委員** 私は、虚偽の陳述に対する告発について、反対の立場であります。

これは異議ということで、討論、意見述べていいわけですね。討論に入ってるんでしょうか。異議がある方ということでしょうか。進め方について、異議があるということで言うたんですけど、確認します。

**藤井本委員長** 異議の内容をまだ聞いてないので想定の話しかできませんが、異議があるということになれば、最終的に採決を採らなければならないというふうになるということであれば、計論もします。まだ異議を聞いておりませんので。

谷原委員 異議がありますかと言うから、異議ありと言っただけで、だから、それで……。

藤井本委員長だから異議の内容を。

**谷原委員** これから討論しますということであれば。

**藤井本委員長** だから、その内容、最終的に採決まで行きますので、採決があるということは、討論 もします。

ご異議ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 私、反対の立場でご意見を述べさせていただきます。

虚偽の陳述に対する告発ということで、先ほどご提案がありました。反対の立場で異議を 申し上げます。

藤井本委員長 もう休憩せずに進めます。今、私が申し上げたとおり、委員会としてこの告発を提出

しようとしています。その場合は、最終的に採決せなあかんということになります。例えば 意見書のように、賛同者だけでいくというケースもありますけども、採決で委員会としての 提出というふうにしたいと思いますけども、ご異議ございませんか。討論もして採決すると いうことで、委員会として提案するということでいきたいと思います。

(「異議あり」の声あり)

**藤井本委員長** そしたら、異議があるという申出がございました。

討論に入らせていただきます。

討論ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、私は虚偽の陳述に対する告発案について、反対の立場で意見を述べさせていた だきます。

反対理由は2つあります。1つは、これは協議会の中でも申し上げてきたことであります けれども、虚偽の告発について、偽証ということでの告発については、私は慎重であるべき だという意見を申し上げました。その理由は、1つは、確実なものできちっと告発するとい うことが、これは刑事告発でありますから、確実なものとしてやることが大事だろうという ことが1つです。それに当たっては、協議会の中で弁護士の助言をいただいたときに、なか なか難しいでしょうということを伺っております。つまり、虚偽の告発について、それが成 就するという見込みがあまりないものを、私はやるべきではない。なぜかと申しますと、百 条委員会の目的は、多くの証言を具体的に集めて真相を解明することが百条委員会の目的で あります。ところが、証言のことについて疑いがあるということで、そういうものを告発す るとなると、当然「記憶にございません」、「分かりません」、そういう証言で逃れる方が出 てくるんです。これは国の国会の中でも、私は長年、年を経てますから、昔のロッキード事 件から以降、それはもう激しいものがありました。ところが、あるところから、証人が全て 「記憶にございません」、「記憶にございません」で真相究明が全く証言では得られないとい うふうな状況になりました。今回私は、それぞれの証人の方は非常によくお話しされたと思 います。岡本議員も非常に具体的に細かいところまで、話せば話すほど矛盾が出てきたり、 偽証の疑いが出てくるということもあるわけですけれども、きちっといろんなことを、自分 が使ったお金の行き先も含めて、それは疑いがあるかもわからないけど、思うところをしっ かりとたくさん述べられているわけであります。その結果、そういう調査が進むわけですか ら、基本的に確実な、これはもう絶対許せないという、確実に証言が拒否であって、なおか つ、それが調査に大きな影響を与えるというところでの証言の虚偽であれば、私は告発に値 すると思いますが、私はそのようには思いません。したがって、1つは、慎重であるべきで あるということであります。

2つ目は、先ほど述べましたが、大きな枠組みからすると、岡本議員はお金を支払ったこと全て認めておりますし、それは通帳の出金とぴったり合っております。これは、本委員会の調査事項は、この未処理金の管理に関する事項ですから、その管理実態については明らかになったわけであります。ところが、そこから先です。そのお金がどのように使われたかと

か、附帯するような、関連するようなことのお金が、例えば公文書を偽造されたもので装わ れて出されたとか、それは支出の在り方であって、必ずしも委員会の大きな調査についてど うこうする部分での発言ではございません。明らかに出金したことは本人も認めてるし、事 実もあるし、それについて委員会としては、当然、返還を求めるわけであります。したがい まして、虚偽の陳述ということで、ここに挙げられている、大字弁之庄地内における地積測 量費用の不足分として払った25万円の領収書の件は、ある意味では、本筋の調査から外れ ている。これは本人も払ったということで認めてるわけです。ただし、これについては、私 は、西田氏の証言をよしとして、岡本氏の発言は虚偽であるというふうにされているわけで すけれども、西田氏についても、領収書を発行してるわけです。だから、お金をもらってな いのに領収書を発行したなんていうことは、こういう業者の中ではあり得ない話です。10 年前の事業に対してお金を払ってないことに対して、10年後にその領収書を発行すると。 だから、岡本氏の証言を見ましても、証言そのものは何が虚偽か分からない。事実を語って るだけなんです。平成20年12月16日、この日やったと思いますけど、この日に通帳から25 万円引き出しています。これが1です。これが何が偽証なんか分からないです、私は。これ、 事実を述べた証言です。問いとはずれてます。意図的にずらしたのかもわからないけど、ず れていますよね。

2は、いまだ25万円を受け取っていないというふうに西田氏が言うてることに対して、いや、領収書の日にちに使わせてもらったと。その日にちゃんと同じ金額を出金してますよということやから、これについても、これが偽証というふうには根拠はないんです。事実を言ってるだけですから。3番目は、私はそのときにお金払うたから、もろうてますやんかと。お金を払ったからもらったと。その日付が平成20年12月26日ということであって、その領収書を書いてもらった日と、これはいつですかとかいう質問はないんです。それを拒否したのもないんです。だから、どう見ても、これだけでは偽証告発としての要件を満たしてないと私は判断しております。

以上、2つ言いました。1つは、大きいところで、偽証告発に対して、やはり1つは、先ほど述べたように、必ずしもこれが偽証に当たるような発言ではないと思いますし、それを、これはおかしいという人もおると思いますけれども、それ自体がそうだとしても、全体の大きな調査の流れの中では、出金の事実を認め、通帳とも符丁してることですから、その使われ方、お金の支払いの領収書のところを取って偽証とするのは、調査全体の大きな流れから反することになり、そのことは、ひいては、偽証による証言をきちっと求めていくという調査委員会の在り方とは、私は反すると思いますので、以上の理由で反対いたします。

#### 藤井本委員長 ほかに討論ないですか。

杉本委員。

#### 杉本委員 私は賛成の立場で討論いたします。

2年7か月、僕何回も言ってますけど、慎重に調査をやっております。宣誓して皆さん証言していただいてます。合わへん声がいっぱいありました。もっとありましたよ、ほかにも。 その中でも慎重にいかなければならないという意味でいろいろ調べた結果、合わない意見が あったときに、どっちかはうそなんですよね、絶対。両方ともうそということもあるのかも わからないですけど、どっちかがうそなんです。宣誓していただいて、特に一般の方、うそ つくにもリスク、メリット、どっちもあると思うんですけど、それを背負ってうそつく必要 がどこにあるのかという目線で僕はずっと見てました。なおかつ、西田氏がここでうそつく メリットはどこにもないと僕は思います。そして、最大の、僕が決め手になったのは、今日 委員長がおっしゃった、葛城市建設課という宛名です。当時ないんです。それやのに、その 領収書が今ある。これはどの角度から見ても、ここはうそがあると思わざるを得ないんです、 僕は。だから、慎重にやらせてもらってます。ほかにもいっぱいあるけども、これしかない んですかという勢いなんで、僕は、あえてこれでいかせていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長ないようでしたら、討論を終結いたします。

それでは採決に入ります。両方の討論が出ましたので、採決をいたします。

証人岡本吉司氏に対しての虚偽の陳述に対する告発について、賛成の諸君の起立を求めます。

#### (起立多数)

**藤井本委員長** 賛成多数でございます。よって、虚偽の陳述に対する告発については、この案どおり 告発をすることに決定いたしました。

次に、重ねてお諮りいたします。

以上、これをもって旧町時代における未処理金調査特別委員会の調査を終了いたしたいと 思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**藤井本委員長** ご異議なしと認めます。よって、旧町時代における未処理金調査特別委員会の調査は、 これをもって終了することに決定をいたしました。

以上で本日の調査案件は全て終了いたしました。

今申し上げましたとおり、2年7か月続きました百条委員会、調査特別委員会を、今日をもって終結することができました。冒頭にも申し上げましたとおり、この9月議会に、市民のために早く調査結果を公表しようということで、皆さんの意見が合致して、いろんな議論はございましたけども、一生懸命、何回も何回も回数も重ねて議論していただいて、ここに至ったことについて心より感謝を申し上げます。明日の本会議に、本日最終の委員会が決まりましたことを提案させていただきますので、明日の本会議が最終の議会としての議決ということになります。併せて、市民の方にもお話しさせてもらいたいのは、2年7か月の委員会を終了させていただきました。明日の本会議でこれの議決をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本当に長らくありがとうございました。

これをもって終わります。ありがとうございました。

閉 会 午後6時33分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

藤井本 浩